

令和9年度税制改正に関する意見

2026年9月16日
日本商工会議所

基本的な考え方

(中小企業の「稼ぐ力」の強化で「強い経済」の実現を)

わが国経済は、成長型経済への転換に向けた重要な局面を迎えているが、わが国企業の99.7%を占め、雇用の約7割（3大都市圏を除くと約9割）を担い、地域経済の屋台骨である中小企業においては、構造的な人手不足やエネルギー・原材料価格の高止まり、急激な為替変動等により、依然として厳しい経営環境におかれている。

こうした中、物価高に負けない持続的な賃上げと「稼ぐ力」の向上を図るには、適切な価格転嫁の徹底とともに、生産性を飛躍的に高めるデジタル化や省力化等の成長投資が不可欠である。とりわけ中小企業は、資金調達手段が限られるため、成長投資や賃上げに向けたキャッシュフロー支援が欠かせない。税制による強力な後押しにより、中小企業の「稼ぐ力」を強化し、投資と賃上げの好循環により政府が掲げる「強い経済」を実現すべきである。

(中小企業の実態を踏まえた円滑な事業承継の実現)

わが国が直面する重要かつ恒久的な課題の一つが、「中小企業の事業承継」である。中小企業は、地域の雇用維持や市民生活を支えるインフラの提供、地域コミュニティの保全など、地域経済の基盤として極めて重要な役割を担っている。よって、円滑な事業承継を通じて、長年培われた技術・経営資源を次世代へ繋ぎ、将来にわたり地域の経済と雇用を守り抜いていくことが重要である。

そして、事業承継を契機とした新たな挑戦や経営革新を促し、承継後も企業が前向きな設備投資や持続的な賃上げを推進できるよう、健全なキャッシュフローの維持を妨げる過大な税負担は回避すべきである。取引相場のない株式の評価方法の見直しは、悪質な租税回避行為に限定すべき。中小企業の実態に見合った評価や税負担に関する議論がないまま、評価体系全体を見直すことに強く反対する。

(持続的な経済成長を前提とした財政の持続可能性確保)

わが国では今後、社会保障、教育、防衛、こども・子育て、インフラ整備のほか、国債の利払い費の増加などさらなる歳出増が見込まれている。これらの財源確保にあたっては、経済社会への影響に留意した慎重かつ総合的な検討が求められる。「強い経済」と「財政の安定」を両立させるため、国内投資を拡大し、GDPの拡大と税収増を同時に達成する経済・財政の好循環をつくることが不可欠である。

また足元では、過度な円安や原材料高により、中小企業・小規模事業者は深刻なコスト増に直面している。さらなる円安の進行や急速な金利上昇を避けるため、給付付き税額控除および消費税率引下げについては、代替財源を明確に打ち出し、市場の信認を得ることが不可欠である。ただし、財源確保のために、中小企業・小規模事業者の賃上げや成長投資に資する租税特別措置を縮減・廃止すべきでないことは言うまでもない。

＜ 目 次 ＞

基本的な考え方	1
I. 円滑な事業承継に資する税制	3
1. 事業承継に悩む全ての中小企業が活用できる新たな事業承継税制の確立	3
2. 中小企業の円滑な事業承継に資する、取引相場のない株式の評価方法の確立	6
3. 円滑な事業承継に向けた税制の見直し	8
II. 飲食料品の消費税率引下げ等	8
1. 飲食料品の消費税率引下げの影響緩和に向けた支援	8
2. 2年後の消費税率引上げに向けた支援	9
3. 給付付き税額控除についての意見	9
4. 消費税を巡る諸問題	10
III. 自発的かつ持続的な賃上げを後押しする税制	10
1. 中小企業向け賃上げ促進税制の延長・拡充	10
IV. 中小・中堅企業の「稼ぐ力」の強化に向けた税制	11
1. 中小企業の設備投資を後押しする税制	11
2. 中小・中堅企業の新たな取り組みを後押しする税制	14
3. 創業・スタートアップの促進	16
V. わが国のビジネス環境整備等に資する税制	16
1. 中小企業向け租税特別措置の維持・拡充	16
2. 中小企業の事業環境の変化に対応するための税制	17
3. 中小企業の経営基盤強化に資する税制	18
4. 租税特別措置適用企業名の公表反対	19
5. 中小企業の成長や経営基盤強化を阻害する税制措置への反対	20
6. 納税環境整備・納税協力負担の軽減	23
7. 事業再生・再編の後押し	24
VI. 地域における民間投資拡大に資する税制	25
1. 地方創生・内需拡大に資する税制	25
2. 都市と地方が共に栄え成長していくための税制	28
VII. その他経済活動の活性化・国民生活の向上に資する税制	29

I. 円滑な事業承継に資する税制

1. 事業承継に悩む全ての中小企業が活用できる新たな事業承継税制の確立

中小企業は、代々受け継がれてきた確固たる経営理念に基づき、それぞれの地域で事業継続に取り組み、地域の雇用を長期間にわたり支え、地域の経済を牽引し、わが国経済の発展に大きく貢献している。

また、地域コミュニティやまちづくり活動への積極的な参画により、地域へ大いに貢献し、地域の存続・底上げに必要不可欠な存在である。こうした中小企業の多くは、代々、親族内で承継を続けることで、地域に愛着を持ち、地域に根差しつつ、資本の論理では否定されがちな「地域貢献」という重大な役割を担っている。

このような中小企業の経営者への過大な相続税負担により、企業の経営資源が毀損し経営が傾き、後継者が承継する意欲をなくし廃業に繋がれば、地域における良質な雇用の喪失、地域経済の停滞を招くこととなる。

「令和8年度税制改正大綱」にて、法人版事業承継税制の特例措置（以下、特例措置）の適用期限（2027年12月末）到来後のあり方について、「世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念等も踏まえて多角的な検討を行い、令和9年度税制改正において結論を得る」と記載されていることを踏まえ、以下の見直しを行う必要がある。

（1）事業承継税制の特例措置の恒久化（一般措置の拡充）

特例措置は、制度導入以降、地域の雇用と経済を支える“地域貢献企業”の円滑な事業承継のみならず、経営者の若返りを契機とした中小企業の生産性向上・付加価値拡大に貢献してきた。このまま適用期限を迎えれば、地域の地盤沈下が一層進み、わが国の持続的な成長は極めて困難なものとなる。

そもそも企業にとって、円滑な事業承継は永続的な課題であって、自社の事業承継のタイミングが特例措置の期限と合わないケースが多数あることも踏まえれば、本来、中小企業の円滑な事業承継を支える制度は「恒久化」すべきものである。

よって、現行の特例措置の期限以降（2028年1月から）、事業承継税制一般措置については、少なくとも以下のとおり特例措置並みに拡充し、実質的に恒久化すべきである。

- ・対象株式の拡大（総株式数の最大3分の2まで → 全株式）
- ・納税猶予割合の拡大（相続の場合80% → 100%）
- ・後継者の人数の拡大（1人 → 最大3人）
- ・雇用確保要件（承継後5年間で平均8割の雇用維持）の弾力化（実質撤廃）
- ・事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除（株式売却や廃業時点の株価で税額を再計算し、承継時との差額を免除）

（2）幅広い層の中小企業の事業承継を促進するための制度拡充・創設

特例措置は、中小企業の円滑な事業承継に有効であるが、成長志向の中小企業からは、制約が多く柔軟性に欠けているため、将来の自社の成長や変革の足かせとなるとの声や、比較的規模の小さな中小企業からは、「申請・報告の事務コストが重すぎる」

「猶予措置が取り消されるリスクを考えると活用に向きになれない」との声が寄せられている。

こうした課題を踏まえ、多様な経営フェーズや規模に応じた事業承継を後押しする観点から、以下の措置を講じる必要がある。

① 成長志向企業の事業承継を促進する制度拡充

納税猶予の適用を受けているものの、認定取消事由に該当した際には、猶予税額の全部または一部と利子税を、原則、現金で一括納付する必要がある。これにより事業承継税制を適用する企業は長期にわたるリスクを負うことになり、制度活用に慎重にならざるを得ない状況を生み出していることから、納税猶予開始後、後継者が事業を継続し、一定期間が経過した時点で納税を免除する制度を導入すべきである。

② 事業承継税制が使えない中小企業への事業承継を促進する制度の創設

主に、事務コストや専門家費用の負担等により、現行の事業承継税制を活用できない中小企業を対象に、自社株等の評価を直接軽減する一律の評価減制度を導入すべきである。

(3) 事業承継税制の活用促進に向けた見直し

① 5年経過後の報告不要化

納税猶予の適用を受けてから最初の5年間（以下、事業継続期間）、都道府県と税務署それぞれに年1回の報告と、事業継続期間後の3年に1回、税務署に報告を行う必要があるが、利用者にとって大きな事務負担となっていることや、将来にわたって税理士が支援し続けることが困難、あるいは不安な場合があること、さらには、報告忘れによる猶予取消しのリスクがあること等により、税理士や経営者が税制の活用には後ろ向きになっている。

こうした状況を踏まえ、納税猶予を受けている企業の存在や事業の実態については、毎年の法人税等の申告書で確認することにより、5年経過後の税務署への報告は不要とすべきである。

② 都道府県による年次報告の事前通知と、事前通知を行う旨の公表の徹底

事業継続期間は、都道府県に対し年次報告書を提出する必要があるが、提出にかかる事前通知が行われない都道府県があること、また、事前通知が行われることが都道府県のホームページ等により公表されていないことが、税理士や経営者の不安に繋がり、税制の活用には後ろ向きになっていることから、都道府県による年次報告の事前通知と、ホームページ等で事前通知を行う旨を公表することを徹底すべきである。

③ 事業継続期間内における同族過半数要件および同族内筆頭株主要件の撤廃

事業継続期間内は、後継者要件として「後継者が会社の代表権を有すること（代

表権要件)」「後継者および後継者と特別の関係がある者で総議決権数の 50%超の議決権を保有すること(同族過半数要件)」「後継者の有する議決権が後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権を保有すること(同族内筆頭株主要件)」が定められている。

代表権要件は後継者の意思により要件を満たすことが可能であるが、同族過半数要件および同族内筆頭株主要件は、後継者の意図しないところで要件を満たせなくなる可能性を排除できない。

したがって、後継者の意思だけでは維持できない同族過半数要件および同族内筆頭株主要件は、事業継続期間内における納税猶予の取消し事由から撤廃すべきである。

④ みなし相続時の代表権要件、同族過半数要件および同族内筆頭株主要件の撤廃

贈与税の納税猶予適用後、事業継続期間内は、後継者に対して「後継者が会社の代表権を有すること(代表権要件)」「後継者および後継者と特別の関係がある者で総議決権数の 50%超の議決権を保有すること(同族過半数要件)」「後継者の有する議決権が後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権を保有すること(同族内筆頭株主要件)」が要件として定められているが、事業継続期間後はこれらの要件によらず、引き続き納税が猶予されることとなっている。

一方で、贈与税の納税猶予適用後に先代経営者(贈与者)が死亡し、相続税の納税猶予を適用(以下、みなし相続)する場合、後継者に対して事業継続期間内と同様の要件が再度、課されることとなる。

代表権要件は、先代経営者(贈与者)の死亡という予見不可能なタイミングまで、代表権の移動を伴う次世代経営者の育成が制限されるなど、事業承継後の経営の自由が制限されるため、また、同族過半数要件および同族内筆頭株主要件は、同族関係者の相続など後継者の意図しないところで要件を満たせなくなる可能性を排除できず、先代経営者(贈与者)からの相続が発生するまで長期間にわたって、後継者が納税猶予の取消しリスクにさらされるため、税理士や経営者が税制の活用に関心する要因となっている。

このため、事業継続期間後のみなし相続時の要件(代表権要件、同族過半数要件、同族内筆頭株主要件)は撤廃すべきである。

⑤ 資産管理型会社の従業員要件の判定時期を基準日時点のみとすること

資産管理型会社は、従業員数が一時でも 5 名を切ると取消し事由に該当し、特に人手不足の中で、従業員採用に苦慮している小規模な中小企業にとっては大変厳しい要件となっていることから、資産管理型会社の従業員要件の判定時期を基準日時点のみとすべきである。

⑥ 提出書類の一本化、簡素化および提出先のワンストップ化

事業継続期間、後継者は、都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書をそれぞれ作成・提出しなければならないが、加えて、従業員数証明書として提出する健康

保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書の写しなどの添付書類も膨大で、利用者にとって大きな事務負担となっている。また、報告忘れによる猶予取消しのリスクがあることにより、税理士や経営者が税制の活用に後ろ向きになっている。

このため、提出書類の一本化、簡素化と書類の提出先のワンストップ化を行うことで、税制の活用を促進すべきである。

⑦ 税制の活用促進に向けた支援体制の強化

かねて事業承継税制については、利用者や支援者の手続き負担や猶予取消リスクが大きいことが、活用促進の阻害要因の一つとして挙げられている。

他方、今後、成長志向の中小企業を支援していくためには、地域金融機関が、幅広い金融仲介機能を発揮しながら地域経済に貢献する力（いわゆる「地域金融力」）を発揮していくことが不可欠であり、地域金融機関による中小企業の成長支援において、経営者の交代が支援の落とし穴とならないよう、事業承継税制を重要なツールとして位置付けることが必要である。

こうしたことを踏まえ、今後、事業承継税制の活用を促進するプレーヤーとして、地域金融機関を中心とした支援体制を構築することが求められる。

加えて、例えば、60 歳以上の経営者を対象に、事業承継の気づきを与えるPRツールを作成し機運醸成を図るとともに、上記支援体制を通じた税制活用のプッシュ型支援を行うことも必要である。

（４）中堅企業向け事業承継税制の創設

地域を支える中堅企業の円滑な事業承継を促進するため、中堅企業向け事業承継税制を創設すべきである。

（５）外国子会社株式の対象化

現行の事業承継税制では、外国子会社株式は納税猶予額の算定基礎から除外されているが、中小企業の積極的な海外展開を促進する観点から、外国子会社株式を対象とすべきである。

（６）信託を活用した株式の適用

事業承継の選択肢を増やす観点から、株式の信託を活用した場合について適用を認めるべきである。

2. 中小企業の円滑な事業承継に資する、取引相場のない株式の評価方法の確立

（１）取引相場のない株式の評価方法の見直しに対する考え方

現在、国税庁が見直し案として示す残余利益方式は、地域経済を支える多くの中小企業の株式評価額が大幅に上昇する可能性がある。仮に残余利益方式が採用された場合には、一部の課税逃れ対策のために、多くの中小企業の事業承継が崩壊するのでは

ないかと強く懸念する。

残余利益方式は、従来の類似業種比準方式よりも資本の蓄積や収益力の向上が税負担の増加にそのまま直結するため、中小企業が成長投資を抑制し、利益を出さない方向へ誘導しかねない。これは、政府の成長戦略である「強い経済の実現」「成長投資の拡大」に逆行するものである。

そもそも一般の金融資産と異なり、流動性が極めて乏しい中小企業の株式に重い税負担を課すことは、担税力の観点からも公平とは言えない。経営基盤が脆弱な中小企業は外部環境の変化を受けやすく、収益の変動が大きいこと、加えて経営者個人の技能・信用への依存度の高さ等も踏まれば、中小企業の株式を評価する場合には、「評価の安全性」の観点から相当の評価減が不可欠である。

会計検査院報告への対応が必要であれば、まずは悪質な租税回避行為に限定した見直しを優先すべきであり、中小企業の実態に見合った評価や税負担に関する議論がないまま、評価体系全体の見直しには強く反対する。

（２）役員報酬・役員退職金等への対応について

国税庁は、第５回有識者会議にて、評価会社が役員報酬・役員退職金等を支給することを「利益等を一時的に操作することで、評価額を圧縮するスキーム」として紹介し、その対応の方向性として、「非経常的な損益を除外して評価する」ことを例示している。

しかし、大企業と比べて経営を担う人材に制約がある中小企業においては、将来の事業承継を見据え、後継者は将来の経営者としての資質を磨きながら、将来の社長候補として取締役となり経営に参画するケースが一般的である。また、会社の創業期から親族を中心に事業拡大に取り組み、経理や営業等の責任者として取締役に就任しているケースも多い。

中小企業の役員報酬や役員退職金は、地域経済や雇用を支えるために第一線で会社を牽引している役員に対する正当な報酬として、法人税においても過大とまらない範囲で損金算入を認めているところである。そして、納税資金は、株式を換金できない以上、企業から捻出せざるを得ないことにも留意すべきである。

一部の悪質な行為をもって、多くの真つ当な中小企業経営に影響を及ぼすことにならないよう、役員報酬や役員退職金に対してこれ以上制約をかけるべきではない。

（３）ホールディングス形態をとる企業への対応について

国税庁は、特定のホールディングス形態の企業に対しても、租税回避スキームとして対応する方針を示しているが、経営環境が急激に変化する中で、中小企業は新事業分野への進出が求められており、経営の多角化の一環としてホールディングス形態をとる事例も多い。また、地域のインフラ維持や技術伝承等のため、M&A（第三者承継）で会社を承継するケースも存在する。

グループ化を通じて、多角化やインフラ維持、技術伝承等に積極的な中小企業の取り組みを阻害するような制約をかけるべきではない。

3. 円滑な事業承継に向けた税制の見直し

(1) 事業譲渡の促進に向けたみなし配当課税の見直し

後継者難に直面する中小企業にとって、従業員や取引先等を後継企業に引き継ぐことができるM&Aは、後継者対策の重要な選択肢の一つであるが、事業拡大、新事業展開、ビジネスモデル変革に向けてM&Aに取り組む買手企業にとっては、買収先企業の簿外債務等のリスクや事業価値の算定が困難であることがM&Aの障害となっており、リスク回避のために譲り受ける資産・負債を限定できる事業譲渡を希望することが多い。

一方で、法人の清算を伴う事業承継を前提として事業譲渡を用いた場合、事業を譲り渡す法人に対する譲渡益と法人清算時の出資者に対するみなし配当に課税され、株式を譲渡した場合と比較して、事業を譲り渡す者の税負担が大きくなることが、ボトルネックとなり、事業譲渡が進まないケースがある。

このため、事業を譲渡した後に法人を清算する場合のみなし配当について、申告分離課税とし、少なくとも株式譲渡所得に対する税率と同水準に引下げるべきである。

(2) 相続税の基礎控除額の引上げ

インフレ環境では資産評価額が上昇する傾向にあるが、2015年に相続税の基礎控除額が大幅に引下げられて以降、2023年には相続税の税収は3兆53億円（2014年：1兆3,908億円）まで増加し、課税割合も9.9%（2014年：4.4%）まで拡大しており、本来は相続税の課税対象に該当しない中間層までもが課税対象となりつつある。

これは「富の再分配」という相続税本来の趣旨から逸脱している状況であり、中間層への過剰な負担を防ぎ、納税者の公平感を確保するためにも、現行の基礎控除額については、実勢に即した水準へ引上げるべきである。

(3) 相続時精算課税制度の見直し

相続時精算課税制度のさらなる活用促進に向け、以下の見直しを行うべきである。

- ・贈与後に株式等の評価額が下落した場合、相続時の時価で再評価する
- ・贈与者・受贈者要件（60歳以上の父母または祖父母から18歳以上の子・孫）の緩和

Ⅱ. 飲食料品の消費税率引下げ等

1. 飲食料品の消費税率引下げの影響緩和に向けた支援

飲食料品に係る消費税率引下げについては、中小企業の価格転嫁を阻害するほか、B to Cにおける事務負担増・混乱、経理事務の複雑化、外食産業の売上減、資金繰り悪化などの影響が懸念されることから、十分な支援措置により、事業者への影響を最小限にとどめるべきである。なお、独占禁止法の運用に際し、消費税転嫁対策特別措置法を参考に、事業者の円滑な価格転嫁に対して適切な配慮が必要である。

(1) 本体価格の価格転嫁促進に資する施策

コスト上昇分を本体価格に転嫁した際、クレームや客離れへの懸念から、飲食料品を扱う小売店の価格転嫁が進まない恐れがあるため、以下の支援が必要である。

- ・総額表示義務の緩和（外税表示や本体価格の強調表示を認める等）
- ・価格転嫁の徹底（一般消費者への理解促進、取引適正化）

(2) 改修コスト負担・売上減に対する施策

新税率に対応したレジシステム等への改修や、特に店内飲食を専門に行う店舗で、店内飲食とテイクアウトで税込販売価格の差が大きくなり、売上が減少することが想定されるため、以下の支援が必要である。

- ・レジシステム、その他関連システムの改修費用の補助
- ・外食需要の喚起（自治体との連携による外食キャンペーン等）

(3) 税務申告・資金繰りに対する施策

食品製造、卸売、小売等で、仕入に係る消費税が還付されるまでの期間、資金繰りが悪化する。消費税の還付申告が大量に発生し混乱が生じる懸念があるため、以下の支援を行うべきである。

- ・還付を受けるための税額の計算方法の柔軟化（確定申告時の本則課税移行を認める等）
- ・簡易課税事業者に対する税負担の軽減（飲食料品の売上に係るみなし仕入率の上乗せ等）
- ・簡易課税から本則課税選択に移行する際の2年縛りの緩和
- ・資金繰り悪化に伴う特別貸付制度の創設

(4) 支援対策強化に係る施策

- ・相談窓口の設置、専門家派遣等の支援体制強化

2. 2年後の消費税率引上げに向けた支援

2年後に消費税率を戻す際には、政府が前面に立って、国民や事業者の理解醸成に取り組むとともに、個人消費の落ち込み、駆け込み需要からの反動減など、景気下振れをカバーする経済対策が必要である。

また少なくとも、過去の消費税率引上げ時に講じられた「消費税転嫁対策特別措置法」を再実施し、以下を講じる必要がある。

- ・総額表示義務の緩和
- ・消費税分の価格転嫁の徹底（減額・買いたたきの禁止等）
- ・価格カルテル・表示カルテルを認めること

3. 給付付き税額控除についての意見

中低所得者対策として検討されている給付付き税額控除について、かねて商工会議所は、生産性向上と賃上げの原資確保に奔走する中小企業・小規模事業者は、これ以上の

事務負担を課すことのないよう、「所得に応じた給付」に絞った制度とすべきと主張してきた。今般、政府方針として、「所得に連動したきめ細かな給付」からスタートするとされたことは、我々の主張が一定程度理解を得られたものと考えている。

今後、制度の詳細が設計されることになるが、制度の導入目的である「中低所得世帯の負担軽減」と「年収の壁による働き控えの解消」に向けて、政策効果、財源、公平性や事務負担への影響などを十分勘案することが必要である。

また将来的には、大規模災害や感染症の拡大等、有事の際の活用も想定し、所得と連動した、迅速かつ柔軟な給付執行を実現する法制度およびデジタル基盤を整備すべきである。

4. 消費税を巡る諸問題

かねてより消費税は、価格交渉力が弱く、税額の販売価格への適正な転嫁が困難な中小企業・小規模事業者、とりわけB to C事業者にとって、自社のキャッシュフローを悪化させ、収益を圧迫させる一面がある税目である。そして消費税はわが国で最も滞納が多い税目でもある。

人口減少下で、各地域において中小企業が地域住民の社会生活に不可欠なサービスを支えている中、価格転嫁が困難な会員企業からは、消費税についての様々な意見が当所に寄せられているところである。

こうした状況を踏まえ、今後、消費税を含めた税収構造のあり方について、中小企業・小規模事業者の意見を含めて議論を深めていく必要がある。

Ⅲ. 自発的かつ持続的な賃上げを後押しする税制

1. 中小企業向け賃上げ促進税制の延長・拡充

日本商工会議所が2026年5月に実施した調査によれば、賃上げを実施した中小企業は71.3%と、前年に比べて1.7ポイント増加した一方で、地方・小規模企業に限ると、賃上げを実施した中小企業は60.7%にとどまっている。また、賃上げ実施企業のうち60.9%が人手不足や物価上昇に対応するためにやむを得ず行った防衛的な賃上げであり、前年の60.1%とほぼ横ばいで、業績改善が伴っていない経営状況が続いている。

営業利益や融資以外に資金調達手段が乏しい中小企業において、賃上げ促進税制は、資金繰りを支え、成長投資や賃上げに踏み切るための直接的な原資確保および動機付けとして不可欠であり、また、中小企業の賃上げ水準全体を底上げする効果がある。仮に本税制が廃止・縮減されるようなことがあれば、中小企業の賃上げ原資が直接的に奪われることとなり、これ以上の賃上げを断念せざるを得ない企業が続出しかねず、地域間・企業規模間の賃金格差を更に広げることに繋がる。

政府の掲げる「強い経済」の実現には、中小企業が主役となって地域経済を牽引する必要がある、企業による構造的・持続的な賃上げをはじめとした中長期的な人材投資の加速が不可欠である。このため、今年度末で期限を迎える中小企業向け賃上げ促進税制については、賃上げに関する企業の計画的な検討を促し、賃上げの動きをより持続性のあるものとするためにも、適用期間を現行の3年間と同等程度の期間として延長すると

ともに、以下の見直しを行うべきである。

① 賃上げ率に対するインセンティブ強化

わが国の中小企業は、原材料高やエネルギー価格の急騰に直面しながらも、雇用の維持と従業員の処遇改善に極めて懸命な努力を続けている。

特に、地方や小規模事業者においては、いまだ2%未満の賃上げに苦慮しているのが実態であり、税額控除の対象となる賃上げ率（1.5%以上）の要件見直しに際しては、こうした現場の切実な実情を踏まえ慎重に検討すべきである。

一方で、構造的・持続的な賃上げの定着には、これまで実績を重ねてきた中小企業が、さらに高い水準の賃上げに挑戦しやすい環境を整える必要がある。

現行の税制は、2.5%以上の賃上げで30%の税額控除が適用され、それ以上の高い水準で賃上げを行っても、控除率が上乗せされることはなく、より高い賃上げを目指そうとする意欲的な中小企業に対する十分なインセンティブにはなり得ていない。

このため、持続的かつ力強い賃上げを牽引する優良な中小企業を強力に後押しするため、賃上げ率に応じて段階的に控除率を上乗せする等の措置を講じ、インセンティブを強化すべきである。

② 従業員の退職や入れ替わりによる影響を軽減する仕組みの導入

労働流動性が高まる中、多くの中小企業は自動化・DX投資による省力化を推進し、個々の従業員の処遇を賃上げで改善する経営努力を行っている。

しかしその一方で、期中に定年や自己都合による退職者が重なるケースが多発し、企業側が個々の従業員に対して高い水準で賃上げを実施しているにもかかわらず、退職者の増加というコントロールし得ない要因によって給与等支給総額の要件を満たせず、税制適用の対象外となる不条理な事例が散見されている。

こうした状況を踏まえ、特に、業績不振下で防衛的な賃上げを余儀なくされている中小企業に配慮し、また、中小企業の事務負担の観点から、現行の「給与等支給総額要件」に加え、新たに、従業員の人数変動に左右されない「一人あたり給与等支給総額要件（給与等支給額/従業員数）」を創設し、選択可能とするべきである。

IV. 中小・中堅企業の「稼ぐ力」の強化に向けた税制

1. 中小企業の設備投資を後押しする税制

（1）中小企業経営強化税制の延長・拡充

今年度末で期限切れを迎える中小企業経営強化税制は、中小企業の「稼ぐ力」の強化に繋がる前向きな設備投資を支援する極めて重要な税制であり、以下の見直しを行ったうえで確実に延長すべきである。

① さらに成長を目指す中小企業の設備投資に対する控除率の引上げ

売上増や企業規模の拡大など、さらに成長を目指す中小企業の設備投資を強力に

後押しするため、成長志向の中小企業が一定の要件のもとで実施する設備投資について、現行の控除率 10%（資本金 3,000 万円超の中小企業は 7%）の引上げを行うべきである。これにより、事業者のキャッシュフローを維持し、さらなる継続的投資や持続的な賃上げへと繋がる好循環を確立すべきである。

② 成長志向の中小企業に対する建物取得支援

生産性を抜本的に向上させる製造ラインの刷新には、工場や建物の新設・改修が不可欠であり、建物が対象となる E 類型の存在意義は極めて大きい。

一方で、E 類型の適用を受けるためには、「100 億宣言」を行う必要があり、宣言を行うことのできる企業は、売上高 10 億円以上 100 億円未満の中小企業に限定されている。

政府の掲げる売上高 100 億円・10 億円の中小企業の創出を実現するためには、今まさに工場新設等の規模拡大の挑戦フェーズにある、売上高 1 億円～10 億円規模の成長志向企業に対する設備投資を力強く後押しする必要がある。

意欲ある中小企業の成長の芽を摘まないよう、対象企業の規模要件を「売上高 1 億円以上」に緩和するとともに、投資規模の大型化に対応すべく、償却率・控除率、控除上限額の引上げ等、要件を見直すべきである。

③ 対象設備の要件緩和

A 類型の適用を受けるためには、「一定期間内に販売されたモデルであること」という対象設備の要件を満たす必要があるが、販売開始から一定期間が経過した設備であっても、品目によっては経営力向上に資する十分な機能を有しており、販売開始時期の基準が実態と合っていないとの指摘がある。

こうした実態を踏まえ、設備種類毎の販売開始時期要件は緩和すべきである。

④ 申請先のワンストップ化と申請の電子化

建設業の事業者が B 類型の適用を受ける場合、確認書発行申請書は経済産業局に提出するが、一方で、経営力向上計画は地方整備局に提出する等、提出先の分散に伴う事務負担が生じている。事業者の負担を軽減し、本税制の利用を促進する観点から、確認書発行申請書と経営力向上計画の提出先をワンストップ化すべきである。

また、経営力向上計画申請と同様に、確認書発行申請も電子申請に対応する等、利用者目線に立った手続きの利便性向上を図るべきである。

⑤ 人材投資および労働環境改善に向けた設備の対象化

深刻化する人手不足の中で、中小企業が持続的に成長するためには、従業員のスキルアップを図る「教育訓練」や、人材の獲得・定着に繋がる「福利厚生・労働環境改善」といった人への投資が不可欠である。

特に、近年の過酷な猛暑対策として、工場等における大型空調設備をはじめとした職場環境改善設備の導入は、従業員の安全確保と生産性向上に直結する重要な投資である一方、導入コストが膨大であり中小企業にとって非常に重い負担となっている。

意欲ある中小企業が自社の成長に向けた人材投資に注力できるよう、教育訓練や、労働環境改善に資する工場等の空調・福利厚生用設備の導入についても本税制の対象とすべきである。

（２）中小企業投資促進税制の延長

今年度末で期限切れを迎える中小企業投資促進税制は、活用の際の手続きが簡素で、例年約 5 万件活用されている中小企業の設備投資を促す基盤とも言える不可欠な税制である。

物価高や人手不足が常態化する中で、自己変革を通じた生産性向上・付加価値拡大等、前向きな投資に取り組む中小企業をさらに支援するため、現行の簡素な手続きを維持したうえで、本税制は確実に延長すべきである。

（３）償却資産に係る固定資産税の廃止、特例措置の延長・拡充

原材料価格の高騰によるコスト上昇に歯止めがかからない中、価格転嫁が困難で、収益が確保できず、赤字計上を余儀なくされている中小企業にとって、収益状況に関係なく、赤字であっても課税される償却資産に係る固定資産税は大きな負担となっている。そもそも償却資産にかかる固定資産税は、国際的に見ても稀な税制であることから、本来廃止すべきである。

他方、現在、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業の償却資産に係る固定資産税を最大 1 / 4 に軽減する特例措置が講じられている。今年度末で終了の予定であるが、仮に終了となれば、中小企業の成長投資を大きく後退させることになる。

このため、償却資産に係る固定資産税の廃止が実現するまでの間は、現行の特例措置の延長・拡充や新たな措置の創設により、税負担を軽減すべきである。なお、現行の特例措置が継続される場合は、設備購入から一定期間内に先端設備等導入計画が受理されれば本特例を適用できるようにすべきである。

また、少額減価償却資産の対象資産については、国税（40 万円）と地方税（固定資産税（20 万円））で対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に係る固定資産税は廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

仮に、国税（40 万円）の基準への統一が困難であっても、近年の物価上昇等による設備調達コストの高騰を踏まえ、本則で規定されている全額損金算入（10 万円未満）および 3 年間の均等償却（20 万円未満）、地方税（固定資産税（20 万円））の基準についても、現在の物価水準を反映して引上げるべきである。

（４）研究開発に使用する設備に対する固定資産税の減免措置の創設

わが国の持続的な経済成長と国際競争力の強化に向けては、企業による継続的かつ戦略的な研究開発投資が不可欠である。なかでも、研究開発を支える設備投資（研究施設、実験装置、開発拠点の整備等）は、長期的な視点でのイノベーション創出に資するものであり、その促進に向けたインセンティブの強化が求められている。

しかしながら、現行制度においては、研究開発に使用する建物・設備・機械等も他

の用途の資産と同様に、収益状況に関係なく、赤字であっても固定資産税が課されることから、企業にとっては初期投資に加え、長期にわたる税負担が重くのしかかる構造となっている。特に中小企業においては、収益化までに時間を要する研究開発活動の負担が重く、投資の抑制要因となっている。

こうした状況を踏まえ、中小企業における研究開発投資の促進と研究開発拠点の維持・拡充を図る観点から、研究開発用の固定資産（建物、構築物、機械装置、測定機器等）について、固定資産税を減免する措置を創設すべきである。

（５）中小企業の強靱化に向けた中小企業防災・減災投資促進税制の延長・拡充

地震・津波・豪雨・火山噴火等、自然災害が激甚化・頻発化する中、企業においてBCP（事業継続計画）を策定し、災害発生時の事業継続に備えることが不可欠となっている。中小企業防災・減災投資促進税制は、こうした災害時における中小企業のBCP促進に資することから、今年度末で期限を迎える本税制は延長すべきである。

あわせて、同税制の対象に下記の設備を追加するとともに、申請に必要となる事業継続力強化計画等の作成に対する支援体制を強化すべきである。

- ・長時間の停電に備えるための蓄電池
- ・飛散したガラスによる２次災害リスクを軽減するための飛散防止フィルム
- ・河川や下水道への大量の雨水流入を防ぐための雨水浸透枳や雨水貯留施設

２．中小・中堅企業の新たな取り組みを後押しする税制

（１）事業のポートフォリオの転換・強化を促す税制措置の創設

企業の「稼ぐ力」を強化し、持続的な賃上げや成長投資の原資を確保するためには、経営資源の最適配置を通じた資本効率の向上と投下資本の拡大が重要である。

事業ポートフォリオの見直しや事業再編による成長投資を促進する観点から、こうした取組みに伴う税負担について、強力なインセンティブとなる税制措置を創設し、企業による果敢な構造改革と成長分野への資金循環を後押しすべきである。

あわせて、事業ポートフォリオの見直しや事業再編に伴い生じる登録免許税についても軽減する措置を講じるべきである。

（２）産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置の延長等

事業再編に伴う税負担を軽減する観点から、認定事業再編計画等に係る合併、会社の分割等に伴い生じる登録免許税の軽減措置を３年間延長すべきである。

（３）中小企業事業再編投資損失準備金（中堅・中小グループ化税制）の延長・拡充

後継者難等に直面する中小企業にとって、従業員や取引先等を後継企業に引き継ぐことができるM&A（第三者承継）は、後継者対策の重要な選択肢の一つである。また、中堅企業は国内売上や国内投資の拡大を通じて地方における雇用創出や賃上げを支える重要な企業群であり、M&Aは中堅企業の成長を促す重要な手段である。

他方、事業拡大、新事業展開、ビジネスモデル変革に向けてM&Aに取り組む買手

企業にとっては、買収先企業の簿外債務等のリスクや事業価値の算定が困難であることがM&Aの際のボトルネックとなっている。

本税制は、買手企業にとって、M&Aの際に発生し得るリスクに備えることができる有効な税制であり、成長意欲のある中堅・中小企業のグループ一体での成長を一層後押しするため、措置の内容を税額控除や特別償却といった軽減措置へと見直すとともに、M&Aの最終合意後の計画申請も認めるよう柔軟化を行ったうえで、今年度末の適用期限を延長すべきである。

(4) デューデリジェンス費用や仲介手数料の損金算入

中小企業のM&Aにあたっては、買手企業にとって、非上場会社である中小企業の事業価値の算定が困難であることに加え、リスク算定のために必要なデューデリジェンス費用や仲介手数料が損金算入できないことが障害となっていることから、デューデリジェンス費用や仲介手数料を損金算入とすべきである。

(5) イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の拡充

知的財産から生じる所得に優遇税率を適用する「イノベーションボックス税制」は、対象となる知的財産の範囲を特許権とAI関連のソフトウェアの著作権に、対象となる所得の範囲を知的財産のライセンス料と譲渡益に限定しているため、中小企業のイノベーションを後押しするには不十分であると言える。

このため、中小企業が取引上優位に立って、付加価値の高い製品・サービスを適正価格で提供することで「稼ぐ力」を身に付けられるよう、アウトプット段階での知財活用に対する強力な後押しをする観点から、同税制については以下のとおり見直しを行うべきである。

- ・対象となる所得に、知財を組み込んだ製品・サービスの売却益を追加
- ・対象となる知財の範囲に、実用新案権等を追加
- ・中小企業の事務負担を考慮した、中小企業向け特例措置の創設（対象所得を算出する際にみなし割合を用いる等）

(6) 戦略分野国内生産促進税制の延長

GX、DX、経済安全保障など中長期的な経済成長を牽引する戦略分野において、企業の新たな国内投資を強力に引き出す本税制は、事業者の投資における予見可能性を高め、さらなる大型投資の国内回帰および地域への呼び込みを促進するものであり、適用期限を延長すべきである。

(7) 自社外も含めた人的投資を促進する税制措置の創設

構造的な労働供給制約が厳しさを増す中、中小企業の「稼ぐ力」の強化と産業競争力の維持には、サプライチェーン全体で人材を育成・確保することが効果的である。

現状、元請企業が協力会社へ行う無償の技術指導や生産性向上の支援等、自社外への人的投資は寄附金や受贈益として課税される懸念があり、支援拡大の阻害要因となっている。

このため、サプライチェーン上の協力会社をはじめとする自社外への人的投資に対する税制措置を講ずることで中小企業への人的投資を促し、地域産業全体の生産性向上を図るべきである。

3. 創業・スタートアップの促進

(1) 産業競争力強化法に基づく創業者の登録免許税の軽減措置の延長

創業時の負担軽減を図るため、産業競争力強化法に基づき認定された「創業支援等事業計画」における特定創業等支援事業を受けた創業者の登録免許税について、今年度末の適用期限を延長すべきである。

(2) 創業後5年間の法人税の減免

創業後5年程度は黒字であったとしても、事業活動が不安定で経営基盤が安定しない企業が多い。そのため、中小企業のスタートアップ時の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対して、創業後5年間の法人税免税措置や、創業後5年以内に生じた欠損金の繰越期間の無期限化を講じるとともに、資本金に関わらず、欠損金を100%控除できる期間について、現行（創業後7年以内）から延長すべきである。

(3) 創業資金に係る贈与税非課税枠の創設

創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、1,000万円の非課税枠を創設し、新規創業を促進すべきである。

(4) 事業投資型クラウドファンディングへの出資に対する優遇措置の創設

事業投資型（ファンド型）のクラウドファンディング¹は、投資家の共感や中長期的な配当への期待が動機となる資金募集の手法であり、インターネット上のプラットフォームを介して募集等が行われることから、事業者の所在地域を問わない。そのため、地方都市における小規模なインパクト・スタートアップの成長資金として有力であるが、株式投資型とは異なり、エンジェル税制による優遇措置がないこと等から、市場拡大のペースが鈍化している。

以上を踏まえ、地方都市のスタートアップが多様な成長資金を調達できる環境を整えるべく、スタートアップによる事業の支援に係る事業投資型クラウドファンディングへの出資に対する優遇措置を創設すべきである。

V. わが国のビジネス環境整備等に資する税制

1. 中小企業向け租税特別措置の維持・拡充

中小企業における「防衛的賃上げ」からの脱却と、成長と賃上げの好循環による「自

¹ 出資者が、事業者の提示する事業計画に対し、匿名組合契約に基づき投資し、株式ではなくみなし有価証券を取得する方式のクラウドファンディング

律的な賃上げ」への移行に向け、中小企業向け租税特別措置は、「キャッシュフロー（粗利）を獲得する支援」と「獲得したキャッシュフローを人的資本や投資に回す動機付け」を一体的に推進する極めて重要な役割を担っている。

租税特別措置は、補助金による支援と比較して、要件を満たせば原則適用可能であるため予見可能性が高く、決算と同時に申告可能なため、早期にキャッシュフロー改善を図れることが大きなメリットである。

現在の物価高は原材料費やエネルギー価格の高騰によるコストプッシュ型であり、この状況下で中小企業の租税特別措置を縮減・撤廃することは、中小企業の実質税負担を増加させ、物価高に苦しむ中小企業から人件費や投資の原資を直接奪うことになりかねない。

また、来年4月に控える飲食料品の消費税率引下げによって消費者の税負担を減らしても、賃上げが停滞すれば、家計全体の可処分所得は「消費税は下がったが給料も上がらない」という状況に陥り、物価高対策としての消費税率引下げ効果が相殺されることも想定される。

なお、一部で議論されている消費税率引下げの財源確保のための法人増税は、中小企業にも影響が及ぶ。

わが国がデフレからの脱却を確実にし、成長型経済への移行を確実なものとするためには、わが国の雇用の7割、地方においては9割を占める中小企業の稼ぐ力の強化が不可欠である。中小企業が国内投資を進め、賃上げに取り組もうとする中で、消費税率引下げの代替財源確保のため、法人税の増税や中小企業向け租税特別措置の縮減・撤廃はすべきでない。

2. 中小企業の事業環境の変化に対応するための税制

(1) 交際費課税特例の延長・拡充

中小企業にとって交際費等は、販売促進や新規顧客との関係構築といった営業活動のため不可欠な支出であり、期限を迎える交際費課税の特例は確実に延長すべきである。

他方、飲食業界においては、人件費や食材費等のコスト増により、引き続き厳しい経営環境を強いられており、客単価向上による収益アップと、それを原資とした従業員の構造的な賃上げの実現が急務となっている。

令和6年度税制改正において、税務上の交際費の範囲から除かれる飲食費の基準が1人あたり1万円以下に引上げられたものの、昨今の物価高騰には見合っておらず、これが新たな足かせとなり、税制が法人の飲食需要の拡大に水を差し、中小飲食店の付加価値拡大や賃上げへの取り組みを阻害している状況にある。

こうした観点から、法人の営業活動の活性化と中小飲食店の賃上げ原資確保の取り組みを後押しするため、交際費の範囲から除かれる飲食費の上限額を現行の1人あたり1万円以下から2万円以下に引上げるべきである。

(2) 商業地等に係る固定資産税の負担調整措置および条例減額制度の延長

固定資産税は、担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても一律で課税されるものであり、物価高やコスト増加による収益圧迫が続く中小企業にとっては、固定資産税負担が増大することは、成長に向けた投資等に水を差す要因となる。

昨今は全国的に地価が上昇傾向にあり、事業者の固定資産税の負担額が増大することが既に懸念されている中、経済を腰折れさせることなく、持続的な成長を実現するためには、少なくとも、今年度末で期限を迎える商業地等に係る固定資産税の負担調整措置および条例減額制度については、確実に延長すべきである。

また、固定資産税は、対象となる土地や建物の「稼ぐ力」や「受ける行政サービス」に見合って課される税であるにもかかわらず、実際の収益からかけ離れた課税が企業経営を圧迫しているほか、行政サービスとの対価関係が曖昧なまま税額が上昇するといった様々な問題が顕在化している。こうした課題を解決するため、中長期的な目線で税負担の適正化について検討すべきである。

3. 中小企業の経営基盤強化に資する税制

(1) 中小法人の軽減税率は税率 15%のまま確実に延長・恒久化すべき

中小法人の 800 万円以下の所得について本則 19%から 15%へ引下げる軽減税率は、例年約 100 万社超が活用する等、わが国中小企業の財務基盤を支える極めて重要な税制である。

同制度の恩恵を受けている中小法人は、長引く原材料価格やエネルギーコストの高騰、深刻化する人手不足に伴う構造的な賃上げ、コストアップ分の価格転嫁の遅れに伴う収益圧迫等により、深刻なダメージを受けているだけではなく、増え続ける社会保険料負担や、既往債務の返済長期化によりキャッシュフローが悪化している。仮に本措置が延長されない場合には、負担増のために新たな成長投資を見送らざるを得ないとの声が寄せられている。

したがって本措置は、税率 15%を維持したうえで確実に延長すべきである。また、中小企業の安定的な利益確保は時期に関わらず永続的な課題であることから、本来的には時限的な措置に止まらず、恒久化すべきである。

(2) 企業の経営実態に即した減価償却方法の見直し

一部の減価償却資産の法定耐用年数が長期であることや償却方法が定額法に限定されていることが、中小企業の前向きな設備投資を阻害しているため、減価償却制度については、法定耐用年数の見直し（建物については短縮する等）や償却方法の柔軟化（中小企業に限り、建物等の償却について定率法との選択制とする等）などを行うべきである。

加えて、近年の物価上昇等による設備調達コストの高騰を踏まえ、本則で規定されている全額損金算入（10 万円未満）および 3 年間の均等償却（20 万円未満）の対象となる資産の取得価額についても、現在の物価水準を反映して引上げるべきである。

(3) 優秀な経営人材の確保・定着に向けた業績連動給与の適用対象の拡大

役員給与については、会社法に基づく手続きを経て、職務執行の対価として、企業がその支給額を決定している。一方、税法上は、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与の3類型以外の役員給与は損金算入が認められていない。役員給与は、会社法で求める手続き以上の制限を課すべきではなく、原則、全額損金算入とすべきである。

少なくとも、非同族会社にのみ認められている業績連動給与に関しては、中小企業にも対応可能な簡素な仕組み（中小企業向けの税務コーポレートガバナンス制度の創設等）としたうえで適用対象を拡大し、人材の流動化が進む中で、中小企業が優秀な経営人材を確保できるようにすべきである。

なお、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」は、事業年度開始から3か月以内に限られ、3か月後以降は「特別な事情」がない限りは認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、年度途中での改定を事業年度開始から半年後まで認める等、弾力的かつ機動的な仕組みとすべきである。

とりわけ、「業績悪化改定事由」の狭義の解釈により、期中における役員給与の引下げが困難な実態があり、中小企業の赤字法人増大の一因ともなっている。期初の業績目標に達しない際に、期中に役員給与を引下げるとは、経営基盤の安定を図るために不可欠な経営行動であることから、役員給与の引下げは柔軟に認めるべきである。

(4) 中小企業による従業員教育や後継者教育を促進する税制措置の創設

労働力人口の減少による労働供給制約が強まる中、諸外国に比べて劣後する労働生産性を上げるには、「人への投資」が不可欠である。日本企業の「人への投資」は先進諸国と比べて低い水準にあることから、中小企業が自社の役員・従業員に対して行う収益力の拡大や生産性向上等に資する研修・教育に対して税制上のインセンティブ措置を創設し、こうした取り組みを後押しすべきである。

4. 租税特別措置適用企業名の公表反対

現在政府にて検討されている租税特別措置の適用企業名の公表については、以下の①～④のとおり、経営基盤の脆弱な中小企業が取引上・競争上のリスクを恐れ、利用を躊躇・断念することになりかねないため、個別の適用企業名の公表には反対である。

なお、匿名化された個社データによるデータ分析が可能なプラットフォームを整備し、税制適用企業の企業行動を分析・検証できる仕組みがあれば、企業のレピュテーションリスクや価格転嫁への悪影響等のデメリットを回避しながら、制度全体の政策効果や透明性を担保することが可能であり、そうした仕組みの構築を検討すべきである。

①多数の中小企業名を公表すること自体への疑問

中小企業関係の租税特別措置は、特定の業界を優遇するものではなく、広く中小企業に対して政策を講じるものである。

②取引先との関係（特に価格転嫁）に支障を及ぼしかねない懸念がある

多大な収益を上げているかのような憶測を生み、減税額から課税所得が推定されることもあり得る。

また、企業名の公表が「値下げ要求」の引き金になりかねないほか、コスト増加分の価格交渉をする際に、税制の適用から賃上げや投資などの状況が分かると、「余力があるなら値上げはできない」と断られる懸念もある。

③企業の戦略が表に出てしまうとライバルとの競争に影響が出る

公表内容から研究開発額や設備投資の取得価額・内容が推定されると自社の戦略が表に出てしまう懸念がある。また、ライバル企業との競争環境等に影響が生じ、自社の経営に打撃を与え得る。

④萎縮効果により投資・賃上げが抑制される懸念がある

審査を通過した企業としてPR効果も期待できる補助事業とは異なり、租税特別措置は要件を満たす企業は原則活用できるため、補助金のようなPR効果は見込まれない。

むしろ、上述のように企業行動にマイナスの影響を及ぼす懸念から「萎縮効果」が働き、結果的に中小企業の投資や賃上げが抑制される懸念がある。

5. 中小企業の成長や経営基盤強化を阻害する税制措置への反対

（１）印紙税の速やかな廃止

印紙税は消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とする時代に即していない税制であり、金銭的な負担はもちろん、購入・管理に係る事務的な負担も生産性向上を阻害する要因となっている。

なお、電子契約にすることで印紙税負担を無くすることが可能だが、例えば、国・地方公共団体等が電子契約に対応していない場合、中小企業は契約の際の印紙税負担を避けることができない。また、一般消費者相手のビジネス（B to C）の場合、電子による契約や領収書発行は困難である。

こうした点を踏まえ、印紙税については速やかに廃止すべきである。少なくとも、近年の急激な物価上昇に伴い、売上代金に係る金銭等の受取書（第17号1号文書）の非課税額（受取金額5万円未満）を引き上げるべきである。

（２）新規開業や立地促進、賃上げ等を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、課税算出根拠が「事業所面積」および「従業員給与」となっていることから、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、新規開業や事業所の立地等を阻害し、賃上げを抑制する税制といえる。また、都市計画税が徴収される中、既にその目的を達成しており、さらに、都市間の公平性の阻害や固定資産税との二重負担といった指摘もある。

については、新規開業や立地促進、雇用維持、賃上げ等を阻害する事業所税は、早急

に廃止すべきである。

少なくとも、現行制度において、同一家屋に同族関係者が支配する会社が複数存在する場合に従業員数や事業所面積を合算勘定する措置（みなし共同事業）は、企業の合理的な行動を歪めるものであり、廃止すべきである。

（３）留保金課税の中小企業への適用拡大には断固反対

経営環境の急速な変化に対応し、企業が生き残っていくためには、新たな成長投資が必要不可欠であり、これを行うための財務基盤の強化は、企業にとって極めて重要である。中小企業は大企業と異なり、資金調達は金融機関からの借入金を中心であるため、自己資本比率の向上は緊急時の資金調達余力確保の観点から極めて重要である。また、法人税を納付したあとの利益剰余金に対しさらに税を課すことは、明らかに二重課税である。

このように、成長投資を行うための財務基盤の強化や円滑な資金調達を阻害することに加え、二重課税の解消という観点からも留保金課税は速やかに廃止すべきであり、少なくとも課税対象の適用拡大には断固反対である。

（４）外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、わが国の喫緊の課題である賃上げの取り組みに逆行し、「成長と分配の好循環」の実現を阻害する。諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。労働分配率が約 7 割、損益分岐点比率が約 8 割にのぼる中小企業への適用拡大は、赤字法人 194 万社が増税になる等、その影響は甚大であり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。

なお、ガス供給業、電気供給業等は、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、他の事業に比べ不公平な取扱いとなっている。小売全面自由化により地域独占制度は廃止、小売料金規制は原則撤廃され、収入金課税の根拠が失われたものの、これまでの税制改正の中で見直しは一部にとどまり不公平な取扱いが継続している状況にある。

ついては、全てのガス・電力事業者について他の一般企業と同様の課税方式へ見直しを図る必要がある。その場合においても中小企業に外形標準課税を適用すべきでない。

また、令和 4 年度税制改正にて、大企業の所得割の税率について、所得に関わらず、最も高い所得区分の税率である 1 % に引上げられたが、こうした動きにあわせて今後、中小企業の所得割の税率についても同様に引上げるようなことはあってはならない。

（５）事業者の納税徴収制度を前提とした個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、特別徴収制度の下で現年課税化を導入しようとするれば、企業は、従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の毎年 1 月 1 日現在の住所の把握、従業員の住所がある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。企業の納税事務負担の増加を

招く個人住民税の現年課税化には、反対である。

こうした現年課税化に伴う企業の事務負担の増加については、企業において年末調整や地方自治体ごとに異なる税額計算等を自動的に計算できるソフトウェアを導入すれば対応できるとの意見があるが、税額計算自体をシステム化しても、行政に申告するためには、計算結果について企業の担当者や税理士等による確認作業が発生する。さらに個人住民税が賦課課税方式を前提とした場合、最終的に市町村ごとに行われている名寄せや再計算等が必要となるなど、現年課税化は、企業、地方自治体双方の事務負担を増加させ、生産性向上を阻害することとなる。

そもそも、副業やシェアリングエコノミー等、個人の経済活動の多様化や、ふるさと納税等が増加する中で、企業が従業員のすべての所得等を把握するのは困難であり、かつ合理的ではない。個人の経済活動に対するマイナンバー付与の徹底、マイナポータルの利便性向上等、社会全体でのD X化・納税環境整備が不可欠である。

(6) 納税事務負担増に繋がる寄附金控除の年末調整対象化には反対

寄附金控除に係る手続きを年末調整の対象にすることは、企業の納税事務負担増につながり、国が取り組む納税事務負担の軽減に逆行することから、行うべきではない。

寄附金控除に係る事務手続きの簡素化は、マイナンバーの活用やe-Taxの利便性向上等において検討すべきである。

(7) 外国人労働者に対する個人住民税の特別徴収義務の強化には反対

特定技能は2019年に創設された外国人労働者の新たな在留資格制度であるが、地方自治体から、外国人労働者の個人住民税の滞納の増加を想定し、企業における特別徴収義務の強化（残税額の一括徴収の義務化、みなし納税管理人の設定等）を求める意見が示されている。

特定技能外国人は一定要件の下で転職可能とされており、企業退職後の帰国を前提としていない。外国に出国するか、転職するか自由である点で、日本人も外国人も同様であり、外国人労働者に対してのみ退職時の一括徴収を義務化すべきとの意見については、租税の平等原則の観点から慎重な検討が必要である。

また、そもそも企業においては、退職後の社員の追跡は困難であり、仮に外国人雇用を行う企業をみなし納税管理人としても、制度の実効性が担保できるか極めて疑問である。こうした観点から、外国人労働者に対する特別徴収義務の強化は、中小企業の外国人材活用を阻害する恐れがあることから、反対である。

なお、外国人労働者の個人住民税の滞納に対しては、外国人労働者の就労状況等に関する国・自治体間の情報共有・連携の強化等で対応すべきである。

(8) 二重課税の見直し

わが国の税制において、消費税と、印紙税、揮発油税、酒税等との二重課税の問題がある。課税の公平性を欠き競争意欲を削ぐ原因となるため、以下に掲げる二重課税の解消を図ることはもとより、多岐多重に課税される消費課税を抜本的に見直すべきである。

- ・印紙税
- ・石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）
- ・嗜好品に課せられる税（酒税等）
- ・その他の税（ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

（９）地方自治体における法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対

地方自治体が法人に対し新たな地方税負担を求める場合、まずは、地方自治体において徹底的な歳出削減を行ったうえで、納税者となる事業者等に対し、地方自治体の財務状況や当該税制の政策目的と税収の使途を十分に説明し、理解を得ることが必要である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税すべきではない。

6. 納税環境整備・納税協力負担の軽減

（１）中小企業の納税協力負担の軽減

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき徴税事務等について、納税者である事業者が、納税協力として多大な負担を強いられている。例えば、2024年に実施された所得税の定額減税については、事業者の事務負担が大きく、負担の少ない給付金で対応すべきであるとの声が寄せられた。

このように、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因となっていることから以下の措置を講じるべきである。

① 国税に係る企業の税務事務負担の軽減

- ・国、地方自治体に提出する開業届出等をワンストップ化すること。その際、青色申告承認申請書等についても開業届出とあわせて提出するよう促すこと
- ・「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引等に係る要件の緩和等、所要の改善を図ること
- ・中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること
- ・税額計算に直接関係しない「法人事業概況説明書」の提出を省略可能とすること
- ・準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長できるようにすること
- ・法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書等の提出期限を前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること
- ・年末調整や源泉徴収に係る書類について、税制改正を反映した E x c e l 形式のテンプレートを国税庁ホームページ等に掲載すること

② 地方税に係る企業の税務事務負担の軽減

- ・地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること
- ・固定資産税の償却資産の申告期限を企業の法人税申告期限と統一すること
- ・法人事業税の外形標準課税の付加価値割の計算は、報酬給与等の収益配分額の確定申告書への添付が必要とされており、データ管理等、多大な事務負担が生じて

- いるため、簡素化すること
- ・ G ビズ I D との連携により e L T A X の利便性向上を図ること

(2) 不納付加算税の軽減

源泉所得税の納付遅延が起これと、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の10%が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、以下に掲げる対策を講じるべきである。

- ・ 給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月 10 日）の「翌月 20 日」への変更
- ・ 不納付加算税（源泉所得税の 10%）の軽減

7. 事業再生・再編の後押し

(1) 事業再生等の私的整理が無税償却の対象となることの明確化

コロナ禍の影響で過剰債務を抱えた中小企業の事業再生の本格化に備え、法的整理よりも事業価値の毀損度合いが少ない私的整理の取り組みを推進していくことが求められる。

については、「中小企業活性化協議会事業実施基本要領」（以下、基本要領とする）および「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合、無税償却の対象となる合理的な再建計画に該当する旨を、法人税基本通達に明記すべきである。

(2) 企業再生税制における適用要件の拡大

再生企業が合理的な再生計画に基づき金融機関等から受けた債権放棄により生じた債務免除益について一定の私的整理により事業再生が図られた場合、一定の資産の評価損益および期限切れ欠損金の優先控除の利用ができる企業再生税制において、「2以上の金融機関が債務免除すること」が適用要件の一つとなっており、私的整理を進めるうえの障害となっている。

このため、合理的な再建計画に基づき単一の金融機関が債権放棄をする場合であっても企業再生税制の適用が認められるよう、要件を拡大すべきである。

(3) 資産の評価損の計上要件の緩和

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、外部専門家によって一定の評価基準に従った資産評価が実施されることのみを要件として、資産の評価損について損金算入できるようにすべきである。

(4) 経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置における要件の緩和等

「基本要領」等の一般に公表された債務処理手続きの準則に則り作成された合理的な再生計画に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う事業用資産の私財提供については、中小企業の再生を支援する観点から、2009 年 12 月 4 日から 2016 年

3月31日までの間に条件変更が行われていることの要件を廃止し、かつ、「保証人となっている取締役等（取締役、業務執行社員、株主およびこれらの親族）」に対象を拡大したうえで、この規定を恒久化すべきである。

（５）早期再生の後押しに向けた所要の措置

早期再生を実現し、経営に元気と活力を取り戻すため、「基本要領」に定める手続きに従って策定された再生計画を実行する中小企業等に対し、次の措置を講ずべきである。

- ・債務者企業がサービサー等の一定の金融機関から債権を買い取る際に発生する債務免除益の繰延べ措置の創設
- ・再生計画合意時点における青色繰越欠損金の繰越期限の停止、および再生計画合意日以前の一定期間内に期限切れとなった青色繰越欠損金の損金算入の容認
- ・経営者等の所有する土地建物・株式等を譲渡し、再生企業の借入金の弁済に充てた場合、再生計画への明記かつ再生計画期間中の実行であれば、当該譲渡に係る所得をなかったものとする（保証債務を履行するために土地建物等を売ったときの特例を柔軟に運用すること）
- ・再生計画合意時点で所有する固定資産および再生計画に基づいて新規取得した固定資産に係る固定資産税の負担軽減措置の創設
- ・経営者保証に関するガイドラインによる一体型整理の場合において、非課税所得（所得税法第9条第1項第10号）の適用を可能とすること。また、無資力判定に係る要件を明確化すること
- ・再生計画に基づき滞納租税を分割納付するときは、当初の猶予期間とあわせて2年を超える猶予期間の延長を認めること。また、計画期間中は担保の提供を要せずに納付税額を軽減し、かつ延滞税を免除すること
- ・第二会社方式による再生計画において、特別清算で切り捨てられる金銭債権について、貸倒損失による損金算入を認めること

VI. 地域における民間投資拡大に資する税制

1. 地方創生・内需拡大に資する税制

（１）地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、企業が地方公共団体に寄附を行い、その財源により地域活性化事業を推進する制度であり、地域における官民連携を通じた地方創生の推進に極めて有効な手段として各地で活用が進んでいる。特に、財政制約の大きい地方自治体にとっては、貴重な財源確保の手段であるとともに、個人版ふるさと納税とは異なり、返礼品を伴わない点に鑑みても、地域への貢献を望む企業による「真の地域貢献活動」として評価されるべきである。

一方で、現行制度では、企業の本社が所在する地方自治体に対する寄附は制度の対象外とされている。企業の地域貢献への意欲を促し、さらなる地方創生の推進に繋げ

る観点から、寄附を行う企業に対して不当な便益が生じないよう十分配慮しつつ、本社所在地の地方自治体への寄附も本制度の対象に加えるべきである。

加えて、企業の自主的な地域貢献や社会的責任の発揮をさらに促進する観点から、教育・文化振興・社会福祉など公共性の高い自治体事業に対する企業の主体的な参画と民間主導による地域課題解決を促し、事業の迅速な実施を税制面から後押しする新たな制度の構築を検討すべきである。

(2) 過疎地域におけるエッセンシャルサービスの維持に向けた税制措置の創設

地域における人口減少は待ったなしの課題であり、特に若者・女性等の労働人口の流出が深刻化している。とりわけ、小売、公共交通・物流、医療・介護など、地域社会の基盤を支える「エッセンシャルサービス（以下、E S）」において、人手不足と人口減少に伴う域内需要の縮小によって、民間企業による事業継続が極めて困難な状況となっている。E Sの脆弱化は、地域の雇用や定住環境の喪失に拍車をかけ、さらなる人口流出を招く悪循環に陥り、地域経済が衰退する恐れがある。

こうした状況は全国各地で見られ、GDPの約6割、人口の半数を占める地域経済の連鎖的な崩壊は、わが国の社会経済基盤に計り知れないダメージを与えることから、E Sの供給危機は、全国規模で早急な対応が必要な問題である。

このため、地域でE Sの持続的な提供を担う事業者が、地域住民の生活利便性の維持と事業の持続性確保に向けて行う設備投資や拠点整備に対し、減税措置を講じるとともに、資金提供を促進するための寄附税制の拡充を行うべきである。

(3) 災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長

地震や津波、豪雨、洪水等の発生リスクに応じた防災・災害対策をさらに推進するためには、行政のみならず、中小企業を含む地域全体での取り組みが求められていることから、都市計画法および都市再生特別措置法が改正され、災害ハザードエリアにおける開発抑制や移転促進が図られている。こうした施策の実効性を高めるため、今年度末で期限を迎える不動産取得税に係る本特例は延長すべきである。

(4) サプライチェーン全体での防災・減災対策を促す税制措置の創設

中小企業の防災・減災対策を促すとともに、サプライチェーン全体での共存共栄関係を構築する観点から、大企業によるサプライチェーンを構成する中小企業へのBCP策定等の防災・減災対策支援に対し、税制上のインセンティブを付与すべきである。

あわせて、地方自治体の防災計画を踏まえた企業の防災・減災対策に対し、設備投資減税や固定資産税の減免等を講じることが検討すべきである。

(5) 内需拡大に資する住宅関連税制の延長

国内投資の重要性が増す中、内需の柱である住宅産業において、物価や人件費の上昇等により住宅価格が高騰し住宅取得を巡る環境が厳しくなっている。そのような状況下においても、環境性能の向上や安心安全の確保等を可能とする良質な住宅ストック形成や、子育て世帯にとって良質な住環境の整備を促進するためにも、以下の措置

を講じるべきである。

- ・住宅取得等に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充および相続時精算課税の選択の特例の延長
- ・住宅の登録免許税の軽減措置の延長
- ・住宅および住宅用土地の取得に係る不動産取得税の特例の延長
- ・工事請負契約書および不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例の延長
- ・住宅の買取再販に係る登録免許税および不動産取得税の特例の延長
- ・サービス付き高齢者向け住宅に係る特例の延長
- ・防災街区整備事業における固定資産税の特例の延長
- ・管理計画認定マンション等における長寿命化に資する一定の大規模修繕工事に対する固定資産税の特例の延長
- ・空き家の発生を抑制するための特例の延長
- ・魅力ある働き方や豊かな暮らしの実現に向け、複数拠点を利用する二地域居住の推進に向けた支援措置の創設
- ・適用期限を迎える住宅税制における床面積要件の下限の 40 m²への引下げ

（６）自動車関係諸税の総合的な見直し

2050 年カーボンニュートラルの実現、CASE²・モビリティ社会の進展などに加え、米国の関税措置や物価上昇などの足元の状況も含め、自動車を取り巻く環境は大きく変化している。こうした環境変化を踏まえながら、カーボンニュートラルへの対応、税制の簡素化、ユーザーの負担軽減、内需拡大を通じた国内産業基盤の維持等の観点から、自動車関係諸税について、総合的な見直しを行うとともに、以下の措置を講じるべきである。

- ・自動車重量税の暫定税率の廃止
- ・都道府県の条例に定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長
- ・水素充填インフラの設置に係る固定資産税の特例措置の延長
- ・先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の拡充（対象装置にオートレベリングおよびドライバーモニタリングシステムを追加）

（７）物流の効率化・安定化に向けた拠点整備に係る税制の創設

深刻な人手不足に直面する中、トラックドライバーの働き方改革の影響も相俟って、物流効率化に向けた取組みが喫緊の課題となっている。とりわけ、安定的な物流ネットワークの維持には、経済・産業・生活の基盤となる物流拠点の整備・更新や機能強化が求められるほか、地方都市における「物流空白地域」が発生しないような適正な配置を考慮することも不可欠である。また、近年では、拡大する大規模自然災害リスクを踏まえた防災機能や、道の駅等、地域に開かれた賑わい創出機能等とのミクスْتُユースも期待されている。

² 「Connectivity（繋がる）」 「Autonomous（自動化）」 「Shared & Service（利活用）」 「Electric（電動化）」 の頭文字をつなげた造語

一方で、その整備においては、民間事業者の投資に係るコスト負担が大きく、十分に進んでいるとは言えない。このため、投資コストを低減するような税制優遇措置（所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税の軽減）を講じるべきである。

2. 都市と地方が共に栄え成長していくための税制

（１）地方都市再生・中心市街地の活性化のための税制措置

① 都市再生・エリアマネジメント事業に対する税制支援の強化

都市再生推進法人の認定を受けたまちづくり会社等は、限られた財源の中、低未利用不動産や地域資源をリノベーションし、まちの価値を高めるエリアマネジメントを展開している。これら民間主体による公共・公益的事業の自立を後押しし、独創的なまちづくりへの挑戦を促すため、不動産取得税、登録免許税、固定資産税、法人税等の減免措置を講じるべきである。

また、まちなかへの商業・業務施設や集客施設の立地は、若者や女性を惹きつける多様性を生み、新たな投資・消費と人流を創出するとともに、既存の地元店舗とのシナジーやイノベーションの創発を通じて、持続可能な地域経済の好循環を牽引する。こうした民間の自発的な投資を喚起するため、都市機能誘導区域（まちなか）への立地・拠点整備に向けた税制インセンティブ措置を講じるとともに、民間都市開発推進機構の金融支援業務に係る特例を拡充すべきである。

② 低未利用不動産解消に向けた民間活力活用のための特例措置の創設

まちづくり会社や地域企業が担う社会課題解決型の事業は、公共性が高い反面、収益性に乏しく、行政支援に頼らざるを得ないケースが多い。民間主導による自立かつ持続可能なまちづくりを確立するため、事業理念に共感して出資・寄付を行う法人・個人に対する法人税・所得税の減免措置を創設すべきである。

また、中心市街地における所有者不明土地や空き家問題の解決に向け、まちづくり会社やランドバンク³等が一時的に土地を取得し、市場へ再流通させる際の税負担を軽減すべきである。

さらに、都市機能誘導区域・居住誘導区域内における低未利用不動産をエリアマネジメント等の公共貢献に資する事業へ転換させるため、物件の所有者および活用事業者、仲介事業者に至る一連の取引主体に対し、積極的な不動産流動化の呼び水となる税制上のインセンティブ措置を講じるべきである。

③ 都市の防災性能向上等に向けた市街地再開発事業に係る特例の延長等

都市機能の更新、安全なまちづくりに向け、市街地再開発事業の円滑な推進を図

³ 地方自治体や民間の専門家等による組織で、空き家等の所有者との相談体制の構築、空き家等の情報の共有・発信、土地の適正な利用・管理に向けたマッチング、土地所有者等に代わる管理等の機能を担う。1970年代から米国で広がりを見せていたが、2008年の金融危機後さらに増加している。日本では2013年に山形県鶴岡市で設立され注目を浴び、2022年の所有者不明土地法改正により「所有者不明土地利用円滑化等推進法人」として指定制度が創設された。

るため、市街地再開発事業の権利床に係る固定資産税の特例を延長するとともに、昨今の建築費高騰や世帯構成の変化、住宅ニーズの多様化等も踏まえ、必要な措置を講ずるべきである。

また、近年の事業期間の長期化に対応するため、市街地再開発事業等における不動産取得税の課税標準の特例について所要の措置を講ずるべきである。

④ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の延長

暮らしやすい居住環境の形成等に向け、民間（個人・組合・会社）施行の土地区画整理事業として行われる一定の宅地造成事業において、施行地区内の地権者が、仮換地の前日までに施行者に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の 1,500 万円特別控除措置については、今年末の適用期限を延長すべきである。

⑤ まちづくり G X の推進に向けた都市緑地保全のための特例措置の延長

都市における緑地・オープンスペース整備促進に向けて、緑地保全・緑化推進法人が設置管理する認定市民緑地の敷地に係る固定資産税・都市計画税の特例の適用期限を延長すべきである。

⑥ 地域福利増進事業に係る特例措置の延長

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づき、地域住民等の福利増進に資する事業の用に供する土地および償却資産に係る固定資産税等を軽減する措置を延長すべきである。

⑦ 民間が所有する芸術文化施設等に対する税負担の軽減措置の創設

民間が所有する芸術文化施設（美術館、博物館、音楽ホール等）やスポーツ施設は、まちづくりや観光の重要な担い手である。民間が所有する文化施設の事業継続を支援し、地域の賑わい創出・インバウンド対応を後押しするため、固定資産税・都市計画税の軽減措置を講じるべきである。

⑧ 空き地や空き店舗等の「商業放棄地」利活用者に対する税制優遇措置の創設

商業機能が集積している地区等において、一定期間内（10 年間程度）に、中心市街地・都市機能誘導区域内における空き地・空き店舗等の「商業放棄地⁴」の再開発・利活用を加速させるため、土地所有者および取得・事業化を行う民間事業者やまちづくり会社双方に対し、譲渡所得課税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税の大幅な減免および特例措置を創設・拡充すべきである。

Ⅶ. その他経済活動の活性化・国民生活の向上に資する税制

1. 所得税関係

（１）企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二

⁴ 商業地区において所有者等が不明、または所有者がその土地等の利活用を放棄している土地等の総称

重課税を是正すること。

- (2) 個人事業主の事業主控除（290 万円）を拡充するとともに、勤労性所得を認める税制を検討すること。
- (3) 土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置を復活させること。
- (4) 地域の活性化や社会課題の解決に資する寄附型クラウドファンディングにおける寄付金控除・寄附金特別控除の対象を拡大すること。
- (5) 地方創生に資する事業を行う特定公益増進法人やNPO法人に対する寄附金の上限額を引上げること。
- (6) 物価上昇等の状況を踏まえ、課税最低限の引上げなど必要な措置を講じること。
- (7) 低所得世帯（年収 300 万円～400 万円）に多くの子育て層が含まれることから、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除を一本化し、所得額によらず税負担の軽減額が一定となる税額控除制度に移行すること。
- (8) セルフメディケーション税制について、対象医薬品の拡大を行ったうえで、恒久化すること。
- (9) 子育てや介護等による離職やキャリアへの影響を防止し、仕事と子育て・介護等の両立に資するため、従業員の家事支援サービスやベビーシッター等の利用促進に資する税制を創設すること。

2. 資産税関係

- (1) 円滑な事業承継に向け、以下を講じること。
 - ・ 個人版事業承継税制を活用する際に必要な個人事業承継計画の提出期限（2028 年 9 月末）の延長
 - ・ 事業承継税制一般措置による贈与税の納税猶予の適用を受けており、贈与者に相続が開始した場合における特例措置への切り替え容認
 - ・ 経営者個人が保有する事業用資産の会社への売却に係る登録免許税、不動産取得税、譲渡所得税の負担軽減措置の創設
 - ・ 法人経営のために担保提供した個人資産について、事業用資産に準ずるものとして扱い、担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する制度の創設
 - ・ 分散した株式の集中化を図るため、発行会社が自社株式を買い取る場合の譲渡株主のみなし配当課税の適用停止措置の実施
 - ・ 同族株主判定の際に基準となる範囲（6 親等内の血族（はとこ）、3 親等内の姻族（配偶者の甥・姪））の「配偶者および3 親等内の親族」への縮小
 - ・ 現物出資等受入れ評価差額に係る規定（財産評価基本通達 186－2（2））の撤廃
- (2) 若年世代への早期の資産移転を後押しする観点から、以下を講じること。
 - ・ 暦年課税制度における基礎控除（110 万円）の引上げ
 - ・ 死亡保険金・死亡退職金等の相続税の非課税限度額の拡充

3. 法人税関係

- (1) 地方創生の観点から、下記のとおり寄附税制を拡充すること。

- ・商工会議所が実施する災害等からの地域経済社会の復旧・復興、市民生活の向上に資する公益目的事業に対する寄附金の全額損金算入
 - ・アーケードや街路灯等の設置・管理に係る商店街振興組合の環境整備事業のための積立金の損金算入限度額の拡大
- (2) 中小企業の海外展開を後押しする観点から、以下を講じること。
- ・中小企業における外国子会社からの受取配当金の全額益金不算入
 - ・中小企業の海外からの撤退費用に係る税額控除制度の創設
 - ・親会社が負担する外国子会社への出向社員の人件費の全額損金算入
 - ・各国との租税条約の改定等を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すこと。また、不透明なP E課税等による紛争事案に関しては、中小企業では対処が事実上困難であることから、相手国との交渉への支援等を官民挙げて積極的に行うこと
 - ・外国税額控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間について、現行の3年から米国並みの10年に延長すること。少なくとも、繰越年数経過後の控除限度超過額については損金算入可能とすること
- (3) 青色欠損金の繰戻し還付の対象期間を現行の1事業年度から複数年度に拡充すること。
- (4) 賞与引当金、退職給与引当金については、企業会計において計上が求められていることから、法人税上も損金計上を認めること。
- (5) 中小企業向け租税特別措置の適用を受けるための課税所得15億円以下（過去3年平均）の要件について、課税所得の計算対象から特別損益を除外する等の見直しを行うこと。

4. 消費税関係

- (1) 直前課税期間の年税額の多寡によらず、中間納付額や納付回数を任意に設定できる新たな分割前納制度を創設すること。
- (2) 会社決済型のクレジットカード（法人カード）での支払いを出張旅費等特例の対象とすること。

5. 相続税関係

- (1) 実質的に国内不動産等を保有する外国法人の株式について、所得税法のみなし規定等を参考に、相続税法上も「みなし国内財産」として課税対象に含め、国内事業者との相続税負担の公平性を確保すべき。

6. 地方税関係

- (1) 地方法人課税の偏在については、地方創生の観点および大都市が果たす役割などについて、様々な関係者から意見を聞き、丁寧な議論を行うこと。
- (2) 宿泊税について、事業者の負担増加を防ぐために、税収の使途や透明性を精査すること。

7. 年金関係

- (1) 企業年金の積立金に対する特別法人税は、企業年金の持続性・健全性を著しく損ない、とりわけ中小企業に対する企業年金の普及・拡大という目指すべき政策の方向性に反するものであり、また「拠出時、運用時は非課税、給付時に課税」という年金税制の原則に反していることから撤廃すること。
- (2) 一定年齢以降において、一定額内での追加拠出を可能とするキャッチアップ拠出を導入すること。

8. 納税環境整備

- (1) e-TaxとeLTAXの統合等による申告・納税手続きのワンストップ化を図ること。
- (2) 地方自治体における申告・納税事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の設置を促進すること。
- (3) 小学校や中学校、高等学校（普通科を含む全ての高等学校）など、学校教育の早い段階から社会人に至るまでの広い年代で、租税教育や簿記・会計学習の機会を拡充すること。

以 上